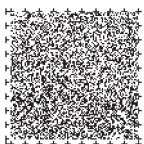


## 5 医療

### (1) 心身障害者医療費の助成 — 「**障**受給者証」 — 身知精

- **対象** ①身体障害者手帳1・2級（内部障害は1～3級）の人  
②愛の手帳1・2度の人  
③精神障害者保健福祉手帳1級の人  
次にあてはまる人は助成が受けられません。  
①本人（20歳未満は、被保険者または世帯主）の所得が限度額を超えているとき  
②生活保護を受けている人  
③65歳以上になってはじめて手帳が交付された人等
- **助成方法** **障**を取扱う医療機関で診療を受けるときは「保険証」と「**障**受給者証」を一緒に提示して、下記の自己負担分を支払います。なお、健康保険のきかないものは助成の対象にはなりません。
- **医療機関で支払う金額**  
住民税が課税されている人（受給者証に**一部** **食**と書いてある人）  
①外来のときかかった医療費の1割を支払います。  
1か月の上限額：令和元年7月まで14,000円（年間上限額144,000円）  
令和元年8月から18,000円（年間上限額144,000円）  
②入院のときかかった医療費の1割と標準負担額（食事代等）を支払います。  
1か月の上限額：57,600円（年4回目以降44,400円）  
住民税が非課税の人（受給者証に**食**と書いてある人）  
①外来のとき 自己負担はありません。  
②入院のとき 標準負担額（食事代等）（注1）のみ負担します。  
（注1）所得の状況等によって軽減されることがあります。詳しくは加入している各健康保険へお問い合わせください。
- **申請に必要なもの**  
①身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳  
②保険証 ③印鑑  
④住民税課税（非課税）証明書または受給者証交付状況連絡票（東京都内から転入した人のみ）
- **障**を取扱っていない医療機関にかかったとき  
医療保険の自己負担分をいったん支払い、領収書（保険点数等の書いてあるもの。レシート不可）・**障**受給者証・保険証・本人名義の預金通帳・印鑑を持って申請をし、払戻しを受けてください。口座に振り込まれるまでに3か月ほどかかります。
- **問合せ** 窓口 各総合支所 区民課 窓口サービス係  
問合せ 国保年金課 給付係  
電話（3578）2640～2642 FAX（3578）2669



## (2) 自立支援医療（育成医療） - 18歳未満 -

身

- **内容** 身体に障害のある児童に対し、指定育成医療機関において、生活能力を得るために必要な医療を給付する制度です。
- **対象** 18歳未満で、①肢体不自由、②視覚障害、③聴覚・平衡機能障害、④音声機能・言語機能またはそしゃく機能障害、⑤心臓機能障害、⑥腎臓機能障害、⑦小腸機能障害、⑧肝臓機能障害、⑨その他の内臓の障害（呼吸器、膀胱、直腸、小腸機能障害を除く内臓障害は、先天性疾病によるものに限る。）⑩ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害のため、手術等を必要とし、確実な治療効果が期待できる児童。一部所得制限があります。
- **費用** 認定された機能障害に対する保険適用の費用  
給付対象医療費の1割 ただし、世帯の所得により負担上限額が設定されます。
- **問合せ** ①みなと保健所 健康推進課 地域保健係  
電話（6400）0084 FAX（3455）4460  
②各総合支所 区民課 保健福祉係

## (3) 自立支援医療（更生医療） - 18歳以上 -

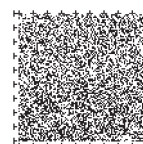
身

- **内容** 身体障害者が、手術等によって障害の程度を軽くしたり取り除いたりすることにより、日常生活能力や職業能力の回復や獲得を目的として行う医療で、知事の定める指定医療機関において給付します。
- **対象** 身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の人で、①視覚障害、②聴覚・平衡機能障害、③音声機能・言語機能またはそしゃく機能障害、④肢体不自由、⑤心臓機能障害、⑥じん臓機能障害、⑦小腸機能障害、⑧ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、⑨肝臓機能障害のうち、東京都心身障害者福祉センターの判定等で必要と認められた人。一部所得制限があります。また、医療の給付を受ける前に申請する必要があります。
- **費用** 給付対象医療費の1割 ただし、世帯の所得により負担上限額が設定されます。
- **問合せ** 各総合支所 区民課 保健福祉係

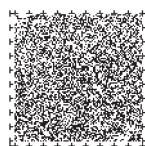
## (4) 難病等の医療費助成

難

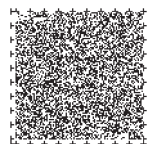
- **内容** 保険証等（後期高齢者被保険者証および特定疾病療養受療証を含む。）を使って病院、診療所、薬局等で難病等により診療、薬剤の支給等を受けた場合に自己負担する費用の一部または全額を助成します。
- **対象** 区内在住で、難病等（次の医療費助成疾病名）に罹患し、基準を満たしていると認定された人  
他の法律による医療の給付を受けている人および健康保険に加入していない人は、助成が受けられません（生活保護受給者はお問い合わせください。）。)



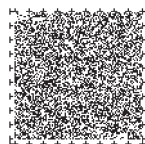
	疾病番号	指定難病	疾病番号	指定難病
あ	135	アイカルディ症候群	072	下垂体性ADH分泌異常症
	119	アイザックス症候群	076	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症
	024	亜急性硬化性全脳炎	077	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症
	046	悪性関節リウマチ	073	下垂体性TSH分泌亢進症
	083	アジソン病	074	下垂体性PRL分泌亢進症
	303	アッシャー症候群	078	下垂体前葉機能低下症
	116	アトピー性脊髄炎	079	家族性高コレステロール血症 (ホモ接合体)
	182	アペール症候群	266	家族性地中海熱
	297	アラジール症候群	161	家族性良性慢性天疱瘡
	218	アルポート症候群	307	カナバン病
	131	アレキサンダー病	269	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿 皮症・アクネ症候群
	201	アンジェルマン症候群	187	歌舞伎症候群
	184	アントレー・ビクスラー症候群	258	ガラクトース-1-リン酸ウリジ ルトランスフェラーゼ欠損症
	い	247	イソ吉草酸血症	316
222		一次性ネフローゼ症候群	257	肝型糖原病
223		一次性膜性増殖性糸球体腎炎	226	間質性膀胱炎（ハンナ型）
325		遺伝性自己炎症疾患	150	環状20番染色体症候群
120		遺伝性ジストニア	209	完全大血管転位症
115		遺伝性周期性四肢麻痺	164	眼皮膚白皮症
298		遺伝性腭炎	236	偽性副甲状腺機能低下症
286		遺伝性鉄芽球性貧血	219	ギャロウェイ・モフト症候群
う	175	ウィーバー症候群	001	球脊髄性筋萎縮症
	179	ウィリアムズ症候群	220	急速進行性糸球体腎炎
	171	ウィルソン病	271	強直性脊椎炎
	145	ウエスト症候群	041	巨細胞性動脈炎
	191	ウェルナー症候群	279	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭び まん性病変）
	233	ウォルフラム症候群	280	巨大動静脈奇形（頸部顔面また は四肢病変）
	029	ウルリッヒ病	100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
え	168	エーラス・ダンロス症候群	278	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）
	287	エプスタイン症候群	002	筋萎縮性側索硬化症
	217	エプスタイン病	256	筋型糖原病
	204	エマヌエル症候群	113	筋ジストロフィー
	030	遠位型ミオパチー	075	クッシング病
	068	黄色靭帯骨化症	106	クリオピリン関連周期熱症候群
お	301	黄斑ジストロフィー	281	クリッペル・トレノネー・ウェー バー症候群
	146	大田原症候群	181	クルーズン症候群
	170	オクシピタル・ホーン症候群	248	グルコーストランスポーター1 欠損症
	227	オスラー病	249	グルタル酸血症1型
	232	カーニー複合	250	グルタル酸血症2型
か	141	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん		
	097	潰瘍性大腸炎		



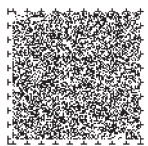
疾病番号	指定難病	疾病番号	指定難病	
	016 クロウ・深瀬症候群	224 紫斑病性腎炎		
	096 クローン病	265 脂肪萎縮症		
	289 クロンカイト・カナダ症候群	107 若年性特発性関節炎		
け	129 痙攣重積型（二相性）急性脳症	304 若年発症型両側性感音難聴		
	158 結節性硬化症	010 シャルコー・マリー・トゥース病		
	042 結節性多発動脈炎	177 ジュベール症候群関連疾患		
	064 血栓性血小板減少性紫斑病	011 重症筋無力症		
	137 限局性皮質異形成	208 修正大血管転位症		
	262 原発性高カイロミクロン血症	033 シュワルツ・ヤンペル症候群		
	094 原発性硬化性胆管炎	154 徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症		
	048 原発性抗リン脂質抗体症候群	138 神経細胞移動異常症		
	004 原発性側索硬化症	125 神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症		
	093 原発性胆汁性胆管炎	034 神経線維腫症		
	065 原発性免疫不全症候群	121 神経フェリチン症		
	043 顕微鏡的多発血管炎	009 神経有棘赤血球症		
	こ	267 高IgD症候群	005 進行性核上性麻痺	
		098 好酸球性消化管疾患	272 進行性骨化性線維異形成症	
045 好酸球性多発血管炎性肉芽腫症		025 進行性多巣性白質脳症		
306 好酸球性副鼻腔炎		308 進行性白質脳症		
221 抗糸球体基底膜腎炎		309 進行性ミオクロームステんかん		
069 後縦靭帯骨化症		214 心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症		
080 甲状腺ホルモン不応症		213 心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症		
059 拘束型心筋症		157 スタージ・ウェーバー症候群	す	
241 高チロシン血症1型		038 スティーヴンス・ジョンソン症候群		
242 高チロシン血症2型		202 スミス・マギニス症候群		
243 高チロシン血症3型		206 脆弱X症候群	せ	
283 後天性赤芽球癆		205 脆弱X症候群関連疾患		
070 広範脊柱管狭窄症		054 成人スチル病		
192 コケイン症候群		117 脊髄空洞症		
104 コステロ症候群		018 脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）		
274 骨形成不全症		118 脊髄髄膜瘤		
185 コフィン・シリズ症候群		003 脊髄性筋萎縮症		
176 コフィン・ローリー症候群		319 セピアプテリン還元酵素（SR）欠損症		
052 混合性結合組織病		328 前眼部形成異常		
さ		190 鰓耳腎症候群	028 全身性アミロイドーシス	
		060 再生不良性貧血	049 全身性エリテマトーデス	
	055 再発性多発軟骨炎	051 全身性強皮症		
	211 左心低形成症候群	310 先天異常症候群		
	084 サルコイドーシス	294 先天性横隔膜ヘルニア		
	212 三尖弁閉鎖症			
し	317 三頭酵素欠損症			
	053 シェーグレン症候群			
	159 色素性乾皮症			
	032 自己貪食空胞性ミオパチー			
	095 自己免疫性肝炎			
	288 自己免疫性後天性凝固因子欠乏症			
	061 自己免疫性溶血性貧血			
	260 シトステロール血症			
	318 シトリン欠損症			



疾病番号	指定難病	疾病番号	指定難病
132	先天性核上性球麻痺	039	中毒性表皮壊死症
330	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症	101	腸管神経節細胞僅少症
160	先天性魚鱗癬	172	低ホスファターゼ症
012	先天性筋無力症候群	035	天疱瘡
320	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール (GPI) 欠損症	123	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症
311	先天性三尖弁狭窄症	057	特発性拡張型心筋症
225	先天性腎性尿崩症	085	特発性間質性肺炎
282	先天性赤血球形成異常性貧血	027	特発性基底核石灰化症
312	先天性僧帽弁狭窄症	063	特発性血小板減少性紫斑病
139	先天性大脳白質形成不全症	327	特発性血栓症 (遺伝性血栓性素因によるものに限る。)
313	先天性肺静脈狭窄症	163	特発性後天性全身性無汗症
082	先天性副腎低形成症	071	特発性大腿骨頭壊死症
081	先天性副腎皮質酵素欠損症	331	特発性多中心性キャスルマン病
111	先天性ミオパチー	092	特発性門脈圧亢進症
130	先天性無痛無汗症	140	ドラベ症候群
253	先天性葉酸吸収不全	268	中條・西村症候群
127	前頭側頭葉変性症	174	那須・ハコラ病
147	早期ミオクロニー脳症	276	軟骨無形成症
207	総動脈幹遺残症	153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
293	総排泄腔遺残	295	乳幼児肝巨大血管腫
292	総排泄腔外反症	251	尿素サイクル異常症
194	ソトス症候群	195	ヌーナン症候群
284	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	315	ネイルパテラ症候群 (爪膝蓋骨症候群) / LMX1B 関連腎症
200	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	263	脳腱黄色腫症
007	大脳皮質基底核変性症	122	脳表ヘモジデリン沈着症
326	大理石骨病	037	膿疱性乾癬 (汎発型)
040	高安動脈炎	299	嚢胞性線維症
017	多系統萎縮症	006	パーキンソン病
275	タナトフォリック骨異形成症	047	バージャー病
044	多発血管炎性肉芽腫症	087	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
013	多発性硬化症／視神経脊髄炎	086	肺動脈性肺高血圧症
067	多発性嚢胞腎	229	肺胞蛋白症 (自己免疫性または先天性)
188	多脾症候群	230	肺胞低換気症候群
261	タンジール病	091	バッド・キアリ症候群
210	単心室症	008	ハンチントン病
166	弾性線維性仮性黄色腫	321	非ケトーシス型高グリシン血症
296	胆道閉鎖症	165	肥厚性皮膚骨膜炎
305	遅発性内リンパ水腫	114	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
105	チャージ症候群	124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
134	中隔視神経形成異常症／ドモルシア症候群	058	肥大型心筋症
		314	左肺動脈右肺動脈起始症



疾病番号	指定難病	疾病番号	指定難病	
239	ビタミンD依存性くる病 / 骨軟化症	189	無脾症候群	
238	ビタミンD抵抗性くる病 / 骨軟化症	264	無βリポタンパク血症	
128	ビッカースタッフ脳幹脳炎	244	メープルシロップ尿症	
109	非典型溶血性尿毒症症候群	324	メチルグルタコン酸尿症	
290	非特異性多発性小腸潰瘍症	246	メチルマロン酸血症	
050	皮膚筋炎 / 多発性筋炎	133	メビウス症候群	
036	表皮水疱症	169	メンケス病	
291	ヒルシュスプルング病 (全結腸型または小腸型)	090	網膜色素変性症	
ふ	183	ファイファー症候群	022	もやもや病
	215	ファロー四徴症	178	モワット・ウィルソン症候群
	285	ファンコニ貧血	196	ヤング・シンプソン症候群
	015	封入体筋炎	148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
	240	フェニルケトン尿症	019	ライソゾーム病
	235	副甲状腺機能低下症	151	ラスムッセン脳炎
	255	複合カルボキシラーゼ欠損症	155	ランドウ・クレフナー症候群
	020	副腎白質ジストロフィー	252	リジン尿性蛋白不耐症
	237	副腎皮質刺激ホルモン不応症	216	両大血管右室起始症
	110	ブラウ症候群	277	リンパ管腫症 / ゴーハム病
	193	プラダー・ウィリ症候群	089	リンパ脈管筋腫症
	023	プリオン病	162	類天疱瘡 (後天性表皮水疱症を含む。)
	245	プロピオン酸血症	102	ルビンシュタイン・テイビ症候群
	へ	228	閉塞性細気管支炎	302
056		ベーチェット病	259	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
031		ベスレムミオパチー	156	レット症候群
126		ペリー症候群	144	レノックス・ガストー症候群
234		ペルオキシソーム病 (副腎白質ジストロフィーを除く。)	186	ロスムンド・トムソン症候群
136		片側巨脳症	273	肋骨異常を伴う先天性側弯症
149		片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	197	1 p 3 6 欠失症候群
			203	2 2 q 1 1. 2 欠失症候群
			198	4 p 欠失症候群
			199	5 p 欠失症候群
ほ	323	芳香族 L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	α 231	α 1-アンチトリプシン欠乏症
	062	発作性夜間ヘモグロビン尿症	β 322	β-ケトチオラーゼ欠損症
	254	ポルフィリン症	A 180	A T R - X 症候群
ま	112	マリネスコ・シェーグレン症候群	C 103	C F C 症候群
	167	マルファン症候群	H 026	H T L V - 1 関連脊髄症
	014	慢性炎症性脱髄性多発神経炎 / 多巣性運動ニューロパチー	I 066	I g A 腎症
	088	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	300	IgG4 関連疾患
	270	慢性再発性多発性骨髄炎	P 152	P C D H 1 9 関連症候群
	099	慢性特発性偽性腸閉塞症	T 108	T N F 受容体関連周期性症候群
			V 173	V A T E R 症候群
み	142	ミオクロニー欠神てんかん		
	143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん		
	021	ミトコンドリア病		
む	329	無虹彩症		



## 都単独指定難病一覧

	疾病番号	疾病名
あ	都 77	悪性高血圧
い	都 95	遺伝性QT延長症候群
か	都 866	肝内結石症
け	都 80	原発性骨髄線維症
こ	都 88	古典的特発性好酸球増多症候群
ひ	都 91	びまん性汎細気管支炎
ほ	都 83	母斑症（国指定難病の結節性硬化症、スタージ・ウェーバー症候群およびクリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群を除く）
も	都 97	網膜脈絡膜萎縮症

5

医療

## 特定疾患研究事業対象疾病一覧

	疾病番号	疾病名
す		スモン
ふ		プリオン病（ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る）

## 特殊医療対策対象疾病一覧

	疾病番号	疾病名
し		人工透析を必要とする腎不全
せ		先天性血液凝固因子欠乏症

● **問い合わせ** 各総合支所 区民課 保健福祉係

## (5) B型・C型肝炎ウイルス治療医療費助成

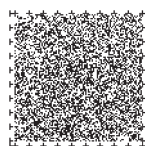
● **内容** 治療等にかかる保険診療の患者負担額の一部または全額を助成します（健康保険から支給される高額療養費等は助成額には含まれません）。  
 ※高齢者医療を受けている人や、他の医療費助成を受けている人は、この医療費助成を申請する必要がない場合があります。

● **対象** ①B型・C型肝炎ウイルスの治療を要すると診断された人

- ・ B型肝炎
  - 1 インターフェロン治療
  - 2 核酸アナログ製剤治療
- ・ C型肝炎
  - 1 インターフェロン治療
  - 2 インターフェロンフリー治療

※指定薬剤については、変更等があるため医師にご確認ください。

②B型・C型肝炎ウイルスに起因する「肝がん・重度肝硬変」と診断されて入院治療をしている人で、治療研究協力に同意いただける人



※世帯収入、高額医療基準を超えた自己負担額の月数等に条件があります。医療機関等にご確認ください。

●<sup>といあわ</sup>問合せ 各総合支所 区民課 保健福祉係

## (6) <sup>しょうにまんせいしっかん</sup>小児慢性疾患の<sup>いりょうひじょせい</sup>医療費助成 <sup>さいみまん</sup>－18歳未満－

●<sup>ないよう</sup>内容 保険証等を使って受けた、認定された疾患に関する診療・薬剤等の費用の助成が受けられます。

※健康保険に加入していない人は助成が受けられません。

●<sup>たいしょう</sup>対象 区内在住の18歳未満の児童で次の慢性疾患にかかっている人

- ①悪性新生物（がん）②慢性腎疾患 ③慢性呼吸器疾患 ④慢性心疾患
  - ⑤内分泌疾患 ⑥膠原病 ⑦糖尿病 ⑧先天性代謝異常 ⑨血液疾患
  - ⑩免疫疾患 ⑪神経・筋疾患 ⑫慢性消化器疾患
  - ⑬染色体または遺伝子に変化を伴う症候群 ⑭皮膚疾患群
- 世帯の所得により一部自己負担があります。

●<sup>といあわ</sup>問合せ ①みなと保健所 健康推進課 地域保健係  
電話（6400）0084 FAX（3455）4460  
②各総合支所 区民課 保健福祉係

## (7) <sup>おやかてい</sup>ひとり親家庭などの<sup>いりょうひじょせい</sup>医療費助成 <sup>ちち</sup>－父または母に<sup>はは</sup>障害があるとき－

身知精

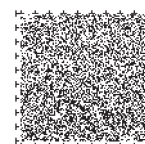
●<sup>たいしょう</sup>対象 健康保険に加入している父または母が次のいずれかに該当する状態にあり、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童（ただし、児童が身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1～3度のときは20歳未満）を扶養している父若しくは母または養育者およびその児童に対して、医療費の助成が受けられます。

- ①身体障害者手帳1・2級程度
  - ②愛の手帳1・2度程度
  - ③重度の精神障害（所定の診断書により認められる程度）
- 次にあてはまる人は助成が受けられません。

- ①本人または扶養義務者の所得が限度額を超えている人
- ②生活保護を受けている人
- ③児童が施設に入所している人
- ④心身障害者医療費助成（障受給者証）（→56ページ）など他の医療費助成を受けている人
- ⑤児童が里親に預けられている人

●<sup>といあわ</sup>問合せ ①窓 □ 各総合支所 区民課 保健福祉係

②問合せ 子ども家庭課 子ども給付係  
電話（3578）2430 FAX（3578）2384





## (8) 後期高齢者医療制度

● **内容** 平成20年4月から75歳以上の人を対象とした後期高齢者医療制度が始まりました。制度の運営は、都内の全区市町村が加入する「東京都後期高齢者医療広域連合」が行います。

区は広域連合と連携し、被保険者の皆さんの身近な自治体として、窓口業務や保険料収納業務等を行います。

### ● **対象者**

- ・75歳以上の人
- ・65歳以上75歳未満の人で、身体障害者手帳1～3級の人および4級のうち音声言語機能障害・下肢不自由（一部除外あり）、愛の手帳1・2度、精神障害者保健福祉手帳1・2級、障害年金1・2級の人で広域連合から認定された人

### ● **医療機関にかかるとき**

保険証は一人に1枚、「後期高齢者医療被保険者証」が交付されますので医療機関にかかるときに窓口提示してください。

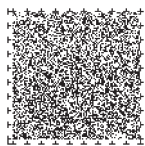
### ● **一部負担金**

所得に応じた負担区分があります。

種別	負担割合	1か月の自己負担限度額		入院時食事代
		外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)	
課税所得 690万円以上	3割	252,600円 + (10割分の医療費 - 842,000円) × 1% <140,100円(注1)>		1食460円 (注2)
課税所得(◆) 380万円以上		167,400円 + (10割分の医療費 - 558,000円) × 1% <93,000円(注1)>		
課税所得(◆) 145万円以上		80,100円 + (10割分の医療費 - 267,000円) × 1% <44,400円(注1)>		
一般	1割	18,000円 (年間144,000円上限)	57,600円 <44,400円(注1)>	1食210円 (90日を超えたら 160円ただし、再 度申請が必要)
低所得者Ⅱ(★) (住民税非課税 世帯の人)			24,600円	
低所得者Ⅰ(★) (住民税非課税 世帯で世帯全員 の所得が0円、 年金収入は80 万円以下または 老齢福祉年金受 給者)			8,000円	15,000円

◆に該当する人は、事前に申請することにより「後期高齢者医療限度額適用認定証」が交付されます。医療機関に提示すると保険適用の医療費の自己負担限度額が適用されます。

★に該当する人は、事前に申請することにより「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。医療機関に提示すると保険適用の医療費の自己負担限度額が適用され、入院時食事代も軽減されます。



注1) 過去1年間に4回以上の高額医療費の支給があった場合の4回目以降の限度額になります。

なお、3割負担の人は個人の外来で限度額に該当した場合にも回数に含みます。

注2) ①指定難病患者の人は1食260円に据え置かれます。

②精神病床へ平成27年4月1日以前から継続して入院した患者の人は、当分の間1食260円に据え置かれます。

**高額療養費**

月ごとの医療費の自己負担額を超えた分が高額療養費として払い戻されます。

**高額介護合算療養費**

世帯での1年間（毎年8月1日～翌年7月31日）の後期高齢者医療の一部負担金等の額と介護保険の利用者負担額が、世帯の自己負担限度額を超えるときは、それぞれの制度から払い戻されます。

**保険料**

保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と所得に応じて負担する「所得割額」の合計になります。

**保険料の減額措置**

所得の低い人は、次の軽減措置があります。

①均等割額の軽減

軽減割合	総所得金額等が下記の基準を超えない世帯
8割軽減	基礎控除額（33万円）以下で被保険者全員が年金収入80万円以下（その他の所得が無い） ※介護保険料の拡充や年金生活者支援給付金の支給と合わせ見直され、令和元年度は9割軽減から8割軽減となります。
8.5割軽減	基礎控除額（33万円）以下で8割軽減の基準に該当しない
5割軽減	基礎控除額（33万円）＋（28万円×被保険者数）以下
2割軽減	基礎控除額（33万円）＋（51万円×被保険者数）以下

※ 公的年金所得については、その所得からさらに高齢者特別控除15万円を差し引いた額で判定します。

②所得割額の軽減

総所得金額等から基礎控除33万円を引いた金額が20万円（おおむね年金収入が173万円）以下の人の所得割額を減額します。

③被扶養者だった人の軽減

後期高齢者医療制度加入の前日まで会社の健康保険等（国保・国保組合は除く）の被扶養者だった方は、制度加入から2年を経過する月まで均等割額が5割軽減となり、所得割額はかかりません。

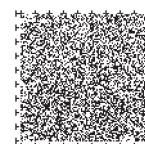
**保険料の納め方**

公的年金の受給額が年額18万円以上の人は、原則として年金からの天引きになります。ただし、介護保険料と合わせて対象となる年金額の2分の1を超える場合は、天引きせずに納付書等により納めていただきます。

**問合せ**

①窓口 各総合支所 区民課 窓口サービス係  
（芝地区総合支所は相談担当）

②問合せ 国保年金課 高齢者医療係  
電話（3578）2654～2659  
FAX（3578）2669



## (9) 特定疾病療養受療証

● **内容** 高額な治療を長期間継続して受ける必要がある、厚生労働大臣の指定する特定疾病の人は、「特定疾病療養受療証」（申請により交付）を医療機関等の窓口で提示すれば、自己負担額は1か月1医療機関1万円（注1）までとなります。該当する人は加入している健康保険へ申請してください。

また、公費助成制度がありますので「難病等の医療費助成」をご覧ください。（→57ページ）

（注1）人工透析を必要とする慢性腎不全で、70歳未満の上位所得者は毎月の一部負担金が2万円となります（上位所得者とは加入者の住民税基礎控除後の所得の合計額が600万円を超える世帯のことです）。

ただし、後期高齢者医療制度加入者は一律1万円となります。

### ● 厚生労働大臣の指定する特定疾病

- ①人工透析を必要とする慢性腎不全
- ②先天性血液凝固因子障害の一部（第Ⅷ因子、第Ⅸ因子）
- ③血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症

● **利用方法** 医療機関で診療を受けるときは、健康保険証と「特定疾病療養受療証」を提示してください。

● **申請方法** 申請に必要なもの  
（港区国保または後期高齢者医療制度に加入している場合）

- ①保険証
- ②医師の証明を受けた申請書（該当する特定疾病の記載のある身体障害者手帳も可）
- ③マイナンバーカードまたは通知カード等
- ④印鑑（後期高齢者医療制度の人）

● **問合せ** 港区国民健康保険に加入している人

①窓口 各総合支所 区民課 窓口サービス係

②問合せ 国保年金課 給付係

電話（3578）2640～2642

FAX（3578）2669

後期高齢者医療制度に加入している人

①窓口 各総合支所 区民課 窓口サービス係

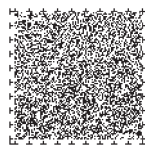
②問合せ 国保年金課 高齢者医療係

電話（3578）2654～2659

FAX（3578）2669

他の健康保険に加入している人

加入している健康保険へお問い合わせください。



## (10) 自立支援医療 (精神通院医療)

精

● **内容** 在宅で精神疾患のために通院している場合に、保険と公費で医療費の9割を負担し、通院医療費の自己負担を1割にする制度です。

ただし、以下の場合は、無料となります。

- ① 社会保険加入者、後期高齢者医療制度加入者および組合国保加入者で区民税が非課税の世帯に属する場合
- ② 都内の区市町村が保険者となる国民健康保険の加入者で区民税が非課税の世帯に属する場合
- ③ 生活保護受給者

● **申請手続**

① 指定の診断書（提出は2年に一度）、保険証の写しを添えて申請をしてください。

- ・ 指定診断書と申請書は各総合支所区民課にあります。
- ・ 保険の種類が上記内容①に該当する人で、家族等の扶養に入っている場合は被保険者の保険証の写しが必要です。
- ・ すでに診断書に基づいて交付された精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人で、診断書の提出が必要無い場合があります。窓口にお問い合わせください。

② 申請に基づいて審査し、公費負担が承認されると都知事が「自立支援医療受給者証」を交付します。

更新：有効期間は1年間です。更新は有効期間の3か月前から申請ができます。

● **問合せ**

各総合支所 区民課 保健福祉係

## (11) 小児精神障害者入院医療費助成

精

● **内容** 18歳未満（18歳の時点で入院している場合は20歳になるまで延長できます。）で、精神障害で入院を要するものについて、高額療養費の支給を受けた上での保険の自己負担分を助成します。ただし、入院時食事療養費（標準負担額相当）は自己負担

● **申請方法**

指定の診断書、住民票抄本（申請日から3か月以内のもの）、保険証の写しを添えて申請してください。

● **問合せ**

各総合支所 区民課 保健福祉係

## (12) 原爆被爆者援護事業

● **内容**

都が実施している被爆者に対する援護事業（各種手当の認定申請、医療費の還付、住所変更等）や被爆者の子に対する援護事業（健康診断受診票・医療費助成の申請、住所変更等）の手続きを受け付けます。

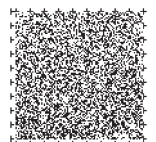
● **対象**

- ① 被爆者（被爆者健康手帳を持っている人）
- ② 被爆者の子（①の被爆者の実子）

● **問合せ**

障害者福祉課 障害者福祉係

電話 (3578) 2383 FAX (3578) 2678



(13) 在宅重症心身障害児（者）等訪問事業

身知

- **内容** 看護師が原則週1回訪問し、家族への看護技術指導、療育に関する相談、助言等を行います。
- **対象** 都内在住で重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複していて18歳未満にその状態になった児童（者）および医療的ケアが必要な障害児
- **問合せ** 各総合支所 区民課 保健福祉係

(14) 東京都立北療育医療センター（心身障害児（者）医療機関）

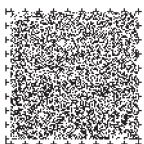
- **内容** 一般医療機関では対応が困難な心身障害児（者）の診療を行う病院です。医療型児童発達支援センター、生活介護、医療型障害児入所施設、療養介護を併設しています。  
診療科目：内科、神経内科、精神科、小児科、外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、歯科、リハビリテーション科  
※初めて受診される方は必ず予約が必要です。
- **所在地** 〒114-0033 北区十条台1-2-3  
電話（3908）3001 FAX（3908）2984

(15) 東京都立東部療育センター（心身障害児（者）医療機関）

- **内容** 一般医療機関では対応が困難な心身障害児（者）の診療を行う病院です。入所、短期入所、通所の事業も行っています。  
診療科目：小児科、神経小児科、神経内科、歯科、内科、リハビリテーション科、整形外科、精神科、耳鼻咽喉科、眼科、婦人科、泌尿器科、皮膚科、外科  
※最初に小児科、神経内科を受診していただき、全身状態を把握させてからそれ以外の科の受診になります。事前にお問い合わせください。
- **所在地** 〒136-0075 江東区新砂3-3-25  
電話（5632）8070 FAX（5632）8071

(16) 東京都立心身障害者口腔保健センター  
（心身障害者（児）歯科診療機関）

- **内容** 一般の歯科診療所等では治療することが困難な障害のある人に、歯科治療、予防、食べる機能や話す機能の訓練等を行っています。  
診療日：月～金曜…治療、口腔保健指導、機能療法  
午前9時～正午、午後1時～午後4時30分  
土曜…治療 午前9時～正午  
※診療には予約が必要です。



- 所在地 〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ9階
- 問合せ 診療および予約受付  
電話 (3 2 6 7) 6 4 8 0 FAX (3 2 6 9) 1 2 1 3  
ホームページ <https://tokyo-ohc.org/>

### (17) 港区口腔保健センター (障害者歯科診療所)

- 内容 一般の歯科診療所等では対応することが困難な障害のある人に、  
歯科健康診査、歯科予防処置等を行っています。  
診療日：①第2土曜 午前9時30分～午後0時30分  
②第4土曜 午後1時30分～午後4時30分  
※受診には予約が必要です。
- 所在地 〒108-8315 港区三田1-4-10 みなと保健所2階
- 問合せ みなと保健所健康推進課地域保健係  
電話 (6 4 0 0) 0 0 8 4 FAX (3 4 5 5) 4 4 6 0

### (18) 障害者等かかりつけ歯科医の案内

- 内容 障害があり、歯科治療・歯科相談を希望される人に向けて、歯科医療  
機関のご案内のリーフレットを作成しています。リーフレットは、みな  
と保健所や各総合支所区民課保健福祉係など区内主要施設に設置してい  
ます。詳しい内容は、お問い合わせください。
- 問い合わせ みなと保健所健康推進課地域保健係  
電話 (6 4 0 0) 0 0 8 4 FAX (3 4 5 5) 4 4 6 0

### (19) 東京都保健医療情報センター

- 内容 保健医療に関する相談・情報提供を行っています。  
相談日：保健医療福祉相談  
月～金曜（祝日、12/29～1/3を除く）午前9時～午後8時
- 問い合わせ 電話 (5 2 7 2) 0 3 0 3 FAX (5 2 8 5) 8 0 8 0 (聴覚障害者専用)  
案内：医療機関案内  
電話 (5 2 7 2) 0 3 0 3 (24時間365日)  
FAX (5 2 8 5) 8 0 8 0 (聴覚障害者専用)  
「ひまわり」ホームページ <http://www.himawari.metro.tokyo.jp/>  
「ひまわり」携帯用ホームページ <http://www.himawari.metro.tokyo.jp/kt/>

